

(様式1) 平成19年度 事務事業評価表						
記入年月日	平成19年3月29日	記入者		連絡先	5636	
平成18年度部名	保健所	課名	保健予防課	課長名	原修	
平成19年度部名	保健所	課名	保健予防課	課長名	江森 静子	
事務事業名	精神保健訪問指導事業					
予算上の事務事業名	精神保健訪問指導事業					
1 総合計画における位置づけ				施策コード	12220	
基本目標	「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして					
政策名	第2章 生涯にわたる健康づくりを進めます					
基本施策名	第2節 市民健康づくりの推進					
施策名	第2施策 保健サービスの充実					
2 実施根拠及び関連法令・条例・規則・要綱等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					
3 個別計画の概要				概要		
計画名	さがみはら健康プラン21			個人、家庭、地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくりを推進するための施策等について計画するもの。		
計画年次	14	年度～	22	年度		
4 事業形態の区分	サービス提供			5 事業開始年度	平成12年度	
6 事業概要						
(1) 事業の目的(何のために行うのか、またはもたらしたい成果)				(2) 対象(誰、何)		
精神障害者本人や家族及び医療機関等から依頼があり、その必要性がある者への訪問指導を行う。 特に医療が中断していたり、地域での不適應の課題を有する者については、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導や支援のための検討会等を開催し、適切な支援指導を実施する。				精神障害者本人、家族、医療機関等		
(3) 平成18年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。						
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉職、保健師による訪問指導(860件) ・精神科嘱託医による訪問指導(7件) ・精神保健ケース検討会の開催(4回) なお、平成15年度から平成17年度の間、精神障害者ホームヘルプサービス事業を実施していたが、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき実施されることになったこととともない、平成17年度までの事業費にはホームヘルプサービス事業経費が含まれているが、平成18年度以降の事業費からは無くなっている。						
7 関連事業・類似事業又は他市の状況	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に基づく業務である。					
8 事業費の推移	[単位：千円]					
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業費	1,018	1,114	112	258	258	
一般財源	200	168	112	258	258	
受益者負担金	49	59	0	0	0	
その他の特定財源	769	887	0	0	0	
人件費の合計	21,022	20,970	20,970	20,970	20,970	
事業コスト合計	22,040	22,084	21,082	21,228	21,228	
9 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率						
事業名 (主たる事業名)	訪問指導			対象名称 と単位	訪問件数	
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業コスト(主たる事業)	21,022	20,970	20,970	20,970	20,970	
対象数	748	530	860	900	900	
単位あたり経費(円)	28,104	39,566	24,384	23,300	23,300	
前年度比		1.41	0.62	0.96	1.00	

10 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	訪問件数	指標式と指標の説明	年間訪問件数		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	748.0	530.0	860.0		
目標	800.0	800.0	900.0	900.0	900.0
目標達成度（%）	93.5	66.3	95.6		
11 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	訪問実施率	指標式と指標の説明	年間訪問件数 / 訪問予定数 * 100		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	93.5	66.3	95.6		
目標	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
目標達成度（%）	98.4	69.8	100.6		
12 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A: 妥当である・B: 妥当性に課題がある・C: 妥当でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A: 有効である・B: 有効性を高める余地がある・C: 有効でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A: 効率が良い・B: 効率性を高める余地がある・C: 効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・再任用や非常勤職員などを活用しても、これ以上のコスト節減の余地がない。			
	<input type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力または市民協働の導入の可能性〔有・無〕					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、市民協働により推進する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部に民間委託を導入しているが、さらに民間委託を導入しても効果が見込めない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・市で実施する方が民間委託等をするより適している。			
13 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
	〔 〕：良好な状態を維持する事業				
	〔 〕：概ね良好な状況である事業				
	〔 〕：見直しを行う必要がある事業				
	〔 〕：抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課長による評価（今後の方向性）			(3) 事業所管課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		精神障害者保健福祉施策の一環として、家庭訪問・病院訪問は欠かせない業務であり、今後とも事業を継続していく。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
14 成果向上及び効率性を高めるための方策			15 課題として認識されたこと		
できる限り計画的な訪問を実施するとともに、精神障害者の病状の変化による緊急的な訪問にも対応できるよう、チーム内の連携を継続する。			なし		
16 二次評価					
(1) 局内評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		より効果的な事業の実施を進める。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			